

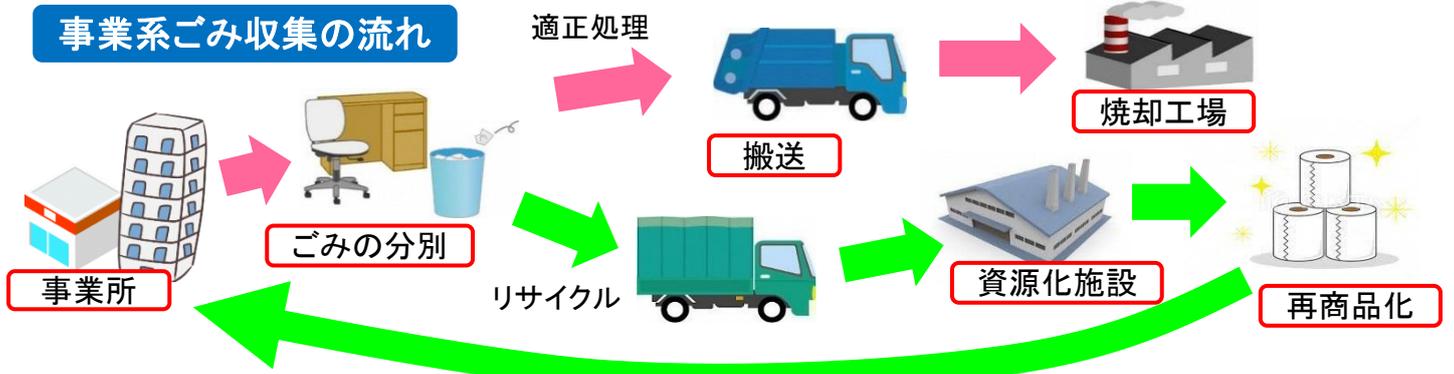
事業者のみなさまへ ~事業系ごみの分別について~

事業活動から排出されるごみは、家庭用ごみ集積所（ごみステーション）に出すことができません。

事業系ごみは、事業者の責任と経費負担において、町や県が許可した廃棄物収集運搬業者と契約するなどして、適正に処理しなければなりません。家庭ごみと、事業系ごみは処理のルートが全く違うことをご理解ください。

事業系ごみは、ごみの種類や排出事業者の業種により「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。西都児湯クリーンセンターへ搬入できるのは、「一般廃棄物」のみです。プラスチック類などの「産業廃棄物」及び古紙類は搬入することができませんので、適正な分別をお願いします。

また、資源化できるものは、許可業者や資源回収業者へ委託するなどリサイクルをしてください。



事業系一般廃棄物(可燃ごみ)

| | | | |
|------|----------------------------|------------|-------------|
| 紙類 | 段ボール 雑誌 新聞 など | リサイクル | 分別して資源回収業者へ |
| 生ごみ | 調理残渣・残飯 食べ残し・売れ残り など | リサイクル | |
| 木くず | 剪定枝 木製品 など | 古布 | |
| 一般ごみ | 感熱紙 写真 汚れた紙 など | 衣類・布 など | |

○高鍋町が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ委託して、西都児湯クリーンセンターへ搬入してください。

西都児湯クリーンセンターへの、排出事業者による直接搬入はできません。

○紙類や古布は資源として、できるだけリサイクルしてください。

○製造業など特定の事業に伴う場合は、産業廃棄物になります。

産業廃棄物(不燃ごみ等)

| | | | |
|-------------|---|--|-------------------|
| プラスチック類 | 弁当の容器 ビニール袋 プラスチック製品 ラップ類・トレー 発砲スチロール など | ※汚れが付着していても、一般廃棄物ではありません。産業廃棄物として処理してください。 | |
| びん・缶・ペットボトル | びん 缶 ペットボトル | | |
| 金属類 | 刃物 アルミホイル スプレー缶・ガス缶 ハサミ・クリップ など | | |
| ガラス・陶磁器類 | コップ 植木鉢 茶碗 蛍光灯 など | | |
| 廃油 | 食用油 エンジンオイル など | 電池 | 電池 充電式電池 など |
| その他 | ロッカー 机・椅子 エアコン パソコン など | | |

○宮崎県が許可した産業廃棄物収集運搬業者へ委託などをし、できるだけリサイクルしてください。

産業廃棄物は西都児湯クリーンセンターに搬入できません。

※産業廃棄物が一般廃棄物に混入しないよう、適正に分別してください。

※従業員が飲食した後の弁当容器などは、少量にかぎり、事業系一般廃棄物として処理することもできます。

農家のみなさまへ

高鍋町が案内する「農業用廃プラスチックの集団収集」もご利用ください。

1 ごみの分類

廃棄物（ごみ） 廃棄物は、家庭から排出される「**家庭ごみ**」と事業所から排出される「**事業系ごみ**」に分けられます。

事業系廃棄物（事業系ごみ）
事業活動に伴って排出されるごみです。事業者の責任で処理してください。

家庭系廃棄物（家庭ごみ）
一般家庭から排出されるごみです。ごみ集積所にて高鍋町が回収します。

産業廃棄物

法令で定められた20種類の廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、素材がプラスチック・金属・ゴム・ガラスであるものはすべて産業廃棄物に該当します。

- 事業所における産業廃棄物の例
- ・プラスチック類（プラスチック箱、ビニール等）
 - ・商品を梱包していたビニール袋や梱包用PPベルト
 - ・蛍光灯・電球・ガラス製品・陶器製品
 - ・看板や標識等（プラスチック・金属・ガラス・陶器製）
 - ・スチール製の机・椅子・棚等

リサイクルできるもの
～ごみは減量できます～
再生利用が可能なものは、分別してできるだけ資源としてリサイクルしましょう。
・紙類（新聞紙、ダンボール、チラシ）
・びん類 ・缶類 ・ペットボトル など

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となります。
③業種によっては産業廃棄物となるものがあります。

- 事業系一般廃棄物の例
- ・事業所、商店等から出る紙屑・茶殻等の雑ごみ
 - ・飲食店から出る残飯・厨芥類等
 - ・おろし小売業から出る野菜くず・魚介類等
 - ・板さね、竹、草木等
 - ・事業所、商店等で使用していた木製の机・椅子・棚等

産業廃棄物収集運搬業者へ委託



資源回収業者へ委託

一般廃棄物収集運搬業者へ委託



2 事業系ごみの処理の仕方

【事業者の責務】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条
1. 廃棄物を自らの責任において適正に処理する。
2. 廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努める。

◆事業系のごみは、ごみ集積所（ごみステーション）に出すことはできません。
高鍋町が許可した**一般廃棄物収集運搬業者**及び、宮崎県が許可した**産業廃棄物収集運搬業者**に収集を委託し、適正な処理を行うようにしましょう。
一般廃棄物については、
高鍋町役場（町民生活課 環境保全係 ☎0983-26-2017）へ、
産業廃棄物については、
宮崎県産業廃棄物協会（☎0985-26-6881）へお問合せください。
※収集運搬料金につきましては、直接業者にご相談ください。

3 事業系ごみ処理のポイント

*お店や事務所から出るごみは、どんなに少量であっても、ごみ集積所に出すことはできません。

ポイント 店舗兼住宅の個人商店などでも、**家庭ごみ**と**お店や事務所などのごみ**をきちんと分けて、出さなければなりません。

古紙類等の資源物については、**再資源化**に努め、事業系ごみの適正な処分を心がけましょう。

